

「京都市生活ガイドブック『暮らしのてびき』 官民協働発行业者募集要項

この要項は、京都市の制度、手続、施設情報等、暮らしの中で必要な情報を分かりやすく紹介する情報誌「京都市生活ガイドブック『暮らしのてびき』」（以下「暮らしのてびき」という。）を、企業等の広告（以下「広告」という。）を活用して、京都市が民間事業者等（以下「事業者」という。）と協働して発行するに当たり、「暮らしのてびき」の発行に関する企画提案を広く募集する「公募型プロポーザル」方式によって協働発行业者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 情報誌の概要、業務内容等

「仕様書」（別紙1）のとおり

2 費用負担

企画、編集、印刷、製本及び納品など、「暮らしのてびき」の作成等に要する一切の費用は、事業者が集める広告及びその他の収入により賄うものとし、本市は一切の費用を負担しないものとする。

3 応募資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業者。ただし、(2)に該当する事業者が応募しようとする場合は、参加表明書提出時に併せて京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書を提出するものとする。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者

(2) 前号に該当しない者については、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類を提出する者

ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。

エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

オ 本市の市民税、固定資産税の未納がないこと。

カ 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

4 応募書類の提出

(1) 提出資料

- ア 参加表明書（様式1）・・・1部
- イ 京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書・・・1部
- ウ 企画提案書（様式自由。次に掲げる項目を記載したもの）・・・4部
 - ・ 冊子構成（総ページ数、紙質、掲載情報など）
 - ・ 記事提案（レイアウトサンプル（他都市のものでも構わない））
 - ・ 広告見込み数、募集方法
 - ・ 制作スケジュール
 - ・ 業務実施体制
 - ・ 類似事業の実績
- エ 以下の証明書（上記3(1)に該当する者は提出不要）・・・各1部
 - ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（法人の場合）又は印鑑登録証明書（個人の場合）
 - ・ 3(2)エ、オを証明する納税証明書（オについては、京都市内に事業所等が所在する場合もしくは、固定資産を所有する場合のみ）
 - ・ 水道料金・下水道使用料納付証明書（京都市内に事業所等が所在し、使用者名義が本件申請者となっている場合のみ）

(2) 提出期限

- ア 参加表明書（様式1）、京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書
令和4年11月14日（月）午後5時
 - イ 企画提案書及び各種証明書
令和4年11月16日（水）午後5時
- * ア・イとも郵送又は持参とする。ただし、郵送の場合は必着

(3) 提出先

京都市総合企画局市長公室広報担当（担当：藤井、中村）
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL 075-222-3094
FAX 075-213-0286

5 事業者選定方法

応募事業者からの提出資料に基づき、本市が設置する庁内検討組織で書類審査のうえ、最も優れた提案をしたと認められる事業者を協働発行事業候補者に決定する。

(1) 審査基準

レイアウトを重要視し、書類による審査を行う。なお、必要に応じ個別にヒアリングを実施する。以下の評価項目について採点のうえ、各項目の合計点で順位を決定し、合計点が60点以上で最も順位の高い事業者を協働発行业務候補者として選定する。なお、応募事業者が1事業者のみの場合で、合計点が60点を下回るときは、協働発行业務候補者として選定しない。

評価項目	評価基準	配点
制作スケジュール	制作スケジュールが無理・無駄のないものとなっているか。	15
内容等の充実	仕様書に提示したページ数や紙質、記事と広告の割合等の基準以上の提案となっているか。	10
広告集稿等の確実性	事業経費を十分にまかなえる、実現可能性の高い広告集稿の見込みを描けているか。	20
レイアウト	誰もが読みやすく、利用しやすい冊子とするための工夫がなされているか。また広告スペースが前面に出すぎないレイアウトとなっているか。	30
実施体制	業務を的確に実施するために必要な実施体制を確保できているか	15
実績	同種・類似業務の実績を有しているか。	5
市内の中小企業	京都市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業か。	5
合 計		100

(2) 選定結果の通知

選定結果は令和4年11月18日(金)までに全応募事業者に通知するとともに、本市ホームページ「京都市情報館」において、選定の結果、参加した事業者及び評価点、契約の相手方を選定した理由を公表する。

6 質問・問合せ

本件募集内容について質問等がある場合は、質問書(様式2)により次のとおり受け付ける。ただし、他の応募事業者に関する質問には応じない。

(1) 提出方法

電子メールで次のアドレスに送付すること。

<メールアドレス>koho@city.kyoto.lg.jp

(2) 提出期限

令和4年11月8日(火)午後5時

(3) 回答方法

令和4年11月10日(木)午後5時までに、質問者に関する情報は伏せたいうで本市ホームページに回答を掲載する。

7 協定

本プロポーザルにより選定された協働発行业務候補者は、本プロポーザルで提示する仕様書及び提案内容を踏まえ、本市と協定内容について協議し、合意に達した場合に「暮らしのてびき」官民協働発行业務に係る協定を締結し、業務を行うものとする。

8 留意事項

- (1) 提出期限後の書類の追加及び修正は、一切認めない。
- (2) 資料の作成及び提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。
- (3) 提出物は返却しない。
- (4) 本市は応募事業者に無断で、提出物を本プロポーザル以外に使用しない。